

まがた」で、「活路は地域の人々にある～長井市 地域再生の軌跡～」という番組が放映されました。その中に登場した将来のものづくりの担い手になる長井工業高校生が、「地域に貢献したい」との熱いメッセージを語ってくれていました。彼らの熱い思いは必ずや未来の長井を支えてくれるものと信じております。私は、財政を健全化することこそが私たちの世代にでき得る未来の世代への最低限の責任であると考えており、昨年の市長選挙で訴えました「がんばろう長井！～小さきものへ、やさしさを～」の精神で、全身全霊をささげ、渾身の努力を重ねてまいります。

改めて、市議会議員の皆様、市民の皆様の深いご理解とご支援を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます、平成19年度の私の施政方針とさせていただきます。ご清聴まことにありがとうございました。

○大沼 久議長 施政方針に関する説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開は11時といたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○大沼 久議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

日程第4 報告第1号 寄附採納の報告について

○大沼 久議長 日程第4、報告第1号 寄附採納の報告についての1件を議題といたします。

報告を受けることといたします。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 報告第1号 寄附採納の報告についてご報告申し上げます。

内容につきましてはお手元の報告のとおりでございます。平成18年中に寄附を受けたものでございます。このうち心のまちづくり基金につきましては4件、26万3,580円、地域福祉基金につきましては5件、59万3,520円、文教の杜運営基金につきましては4件、117万500円の寄附がございました。

いただきました物件、金員等につきましては寄附の目的に沿って活用させていただいておりますことをご報告申し上げますとともに、ご寄附くださいました皆様に対して厚くお礼を申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○大沼 久議長 報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、これで報告を終わります。

お諮りいたします。これより上程いたします日程第5、議案第13号から日程第11、議案第16号までの7件は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第5 議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合格約の一部変更について外5件

○大沼 久議長 まず、日程第5、議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合格約の一部変更についてから、日程第10、議案第34号 普通共用林野の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第13号 山形県市町村職員退職手当組合格約の一部変更について、議案第14号 置賜広域行政事務組合格約の一部変更について及び議案第15号 西置賜行政事務組合格約の一部変更についてご説明申し上げます。

これらはいずれも地方自治法の改正に伴い収入役及び吏員制度が廃止されることから、規約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定によりご提案申し上げます。

議案第17号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により、助役にかわり副市長、収入役にかわり会計管理者を置くこと並びに事務吏員及び技術吏員の廃止に伴い、関係する条例について所要の改正を行うためご提案申し上げます。

議案第26号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行により人事院規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うためご提案申し上げます。

議案第34号 普通共用林野の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正並びに国の組織改革に伴い、所要の改正を行うためご提案申し上

げるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。これより、ただいま提案がありました6件について一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、一括して採決いたします。

議案第13号から議案第34号までの6件について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第26号、議案第34号の以上6件は、原案のとおり決定いたしました。

+

日程第11 議案第16号 字の区域及び名称の変更について

○大沼 久議長 次に、日程第11、議案第16号 字の区域及び名称の変更についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第16号 字の区域及び名称の変更についてご説明申し上げます。

本案は、国土調査法に基づく寺泉地区の一部における地籍調査事業の結果、従来定めておりました字の境界が長い年月の移り変わりにより

煩雑で現状にそぐわない区画になっていることが判明したため、地籍調査実施区域内において字の区域と名称の変更を行うためご提案申し上げますのでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第12 議案第18号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の設定について外42件

○大沼 久議長 次に、日程第12、議案第18号長井市市長等の給与の特例に関する条例の設定についてから、日程第54、議案第12号 平成19年度長井市水道事業会計予算までの43件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第18号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、市財政の健全化を図るため、市長及び副市長については給料の4%、教育長については給料の4%及び管理職手当の30%を平成19年度から4年間削減するためご提案申し上げますのでございます。

議案第19号 長井市非常勤特別職の職員の報酬の特例に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、市財政の健全化を図るため、農業委員、教育委員、監査委員、選挙管理委員などの報酬につきまして、月額で定めるものについては5から7%、日額で定めるものについては10%を平成19年度から4年間削減するためご提案申し上げます。

議案第20号 長井市旅費の特例に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、市財政の健全化を図るため、特別職及び一般職の職員の旅費または費用弁償のうち日当を平成19年度から4年間支給停止するためご提案申し上げます。

議案第21号 長井市副市長の定数を定める条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により助役にかわり副市長を置くに当たり、その定数を改正後の地方自治法第161条第2項の規定により定めるためご提案申し上げます。

議案第22号 長井市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、武力攻撃事態及び緊急対処事態における本市対策本部の設置に関し、国民保護法の規定に基づき条例で定めるためご提案申し上げます。

議案第23号 長井市伊佐沢コミュニティ施設条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、伊佐沢コミュニティ施設の設置に当たり、管理及び運営に関し必要な事項を定めるためご提案申し上げます。

次に、議案第24号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、財政の健全化、行政改革の推進等、市の喫緊の課題に取り組むに当たり、組織の一部見直しを図るためご提案申し上げます。

議案第25号 長井市交通指導員条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市財政の健全化を図る取り組みの一環として報酬を引き下げるべく、所要の改正を行うためご提案申し上げます。

次に、議案第27号 長井市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、人事院の給与勧告に準拠し、教育長の管理職手当を定率制から定額制に改める等、所要の改正を行うためご提案申し上げます。

議案第28号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、人事院の給与勧告に準拠し、管理職手当を年功的な給与処遇となる定率制を改め定額制とするなど、所要の改正を行うためご提案申し上げます。

次に、議案第29号 長井市文教の杜運営基金条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第30号 長井市農村地域活性化基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

これらはいずれも本市の財政運営の効率化を図るべく、当該基金に属する現金を会計間を超えて繰りかえ運用できるようにするためご提案申し上げます。

議案第31号 長井市手数料条例の一部を改正

する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、国土交通省が実施した都市再生街区基本調査の成果等の交付を新たに行うに当たって、徴収する手数料を定めるためご提案申し上げます。

議案第32号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、市営スキー場、市武道館、各市民体育館などの体育施設における使用料及び照明料並びに諸規定の見直しを図るべく、所要の改正を行うためご提案申し上げます。

議案第33号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、文教の杜施設の利用拡大と普及啓蒙を図るべく、施設の名称を変更するためご提案申し上げます。

次に、議案第35号 長井市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、農集排財政の健全化を図るべく、下水道使用料の改定にあわせて農業集落排水処理施設使用基本額の改定を行うためご提案申し上げます。

議案第36号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、下水道財政の健全化を図るべく、下水道使用基本額を平均9.69%引き上げる改定を行うためご提案申し上げます。

なお、提案に際しまして、公共下水道事業運営審議会に諮問申し上げ、答申いただいていることを申し添えます。

次に、議案第37号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、あやめ公園入園料の見直しを図るべくご提案申し上げます。

議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条

+

例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、高齢社会の進展により生活支援を初めとする高齢者の福祉需要がますます高まっていく中で、限られた財源を高齢者全体の福祉サービスに充てるべく、長寿祝い金の支給を廃止するためご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第39号 長井市乳牛貸付条例及び長井市和牛貸付条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、乳牛及び和牛の貸し付けについて長期にわたり実績がなく、今後も見込めないことから、本条例を廃止するためご提案申し上げるものでございます。

次に、議案第40号 平成18年度長井市一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額から7,938万4,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ107億4,485万9,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、主なものといたしまして置賜広域行政事務組合長井クリーンセンター分担金2,538万3,000円、国民健康保険特別会計繰出1,809万2,000円、老人保健医療費給付事業特別会計繰出1,764万6,000円などを追加し、地方道路整備臨時交付金事業3,000万円、道路除排雪経費2,408万1,000円、農業関係の県営事業負担金2,252万9,000円などのほか、それぞれの事務事業における不用見込み額を減額いたすものでございます。また、2款総務費に一括計上しておりました一般職の人件費について、それぞれの款への組み替えをいたしております。

第2条の繰越明許費につきましては表のとおり設定し、第3条の地方債の補正につきましては表のとおり変更いたすものでございます。

次に、議案第41号 平成18年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,215万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億635万5,000円といたすものでございます。このたびの補正は、主なものといたしまして、共同事業医療費拠出金、保険財政共同事業拠出金及び平成17年度療養給付費負担金返還金の額並びに一般会計繰入金等の額の確定による補正であります。

議案第42号 平成18年度長井市物品調達特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から27万4,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,037万円といたすものでございます。このたびの補正は、燃料費などの不用見込み額を減額いたすものでございます。

次に、議案第43号 平成18年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額に617万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,601万8,000円といたすものでございます。補正の内容でございますが、歳入の主なものといたしまして受益者負担金を増額し、下水道使用料並びに繰入金などの減額補正を行うものでございます。歳出の主なものといたしまして、事業費の組み替え、消費税の不足分の増額を行い、公債費につきまして、借りかえ並びに長期債の利率の変更による増額補正を行うものでございます。

議案第44号 平成18年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額に2億6,902万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,791万円といたすものでございます。補正の内容でございますが、平成18年度分の医

療給付費等の増額と、それに伴う支払基金交付金、国、県負担金及び一般会計からの繰入金の増額をいたすものでございます。

議案第45号 平成18年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額に1,200万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,212万7,000円といたすものでございます。補正の内容でございますが、歳入につきまして基金繰入金を追加いたし、歳出につきましては山形鉄道助成費を追加いたすものでございます。

議案第46号 平成18年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額から292万8,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,643万円といたすものでございます。補正の主な内容といたしましては、長井南バイパス道路改良に伴う污水管路つけかえ工事の事業費が確定したこと及び施設使用料の歳入見込み額が減収となることから、事業費を再精査し減額をいたすものでございます。

次に、議案第47号 平成18年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額から252万円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,130万6,000円といたすものでございます。このたびの補正は、訪問看護利用者数の見込み等を勘案し、減額をいたすものでございます。

次に、議案第48号 平成18年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額にそれぞれ1,432万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,578万円といたすものでございます。補正の内容でございますが、歳入につき

ましては、保険給付費に対する国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等をそれぞれ増額するとともに、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に係る国庫補助金を新たに追加いたすものでございます。

議案第49号 平成18年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、予算の総額から594万5,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億150万2,000円といたすものでございます。補正の主な内容といたしましては、今年度予定いたしました浄化槽設置70基に対しまして68基で確定したことにより、事業費を再精査し減額をいたすものでございます。

議案第50号 平成18年度長井市水道事業会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

本案は、第2条で定めました業務の予定量をそれぞれ減額補正し、第3条では、収入におきまして、第1款水道事業収益に700万6,000円を追加し6億9,923万8,000円とし、支出におきましては、第1款水道事業費用を595万円減額し6億7,463万3,000円といたすものでございます。第4条につきましては、本文括弧書き中の条文を改めますとともに、第1款資本的収入から2,582万3,000円を減額し3億8,741万6,000円とし、第1款資本的支出では、3,320万5,000円を減額し6億4,547万6,000円といたすものでございます。第5条につきましては、起債の限度額を表のとおり改めるものでございます。

次に、議案第1号 平成19年度長井市一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的考え方につきましては施政方針の中で申し上げておりますので、予算の概要についてのみ申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ前年度対比1,000万円、0.1%増の105億1,100万円と定めるもので

+

ございます。

次に、歳入の概要でございますが、市税につきましては、所得税から個人市民税への税源移譲や定率減税の廃止などから、前年度対比1億5,580万1,000円、4.9%増の33億4,800万円を計上いたしております。地方交付税につきましては、地方財政計画に基づき推計した結果、前年度対比1億7,450万円、4.5%減の36億6,530万円となったところでございます。国庫支出金につきましては、前年度対比787万7,000円、1.2%減の6億3,501万3,000円、県支出金につきましては、前年度対比2,762万3,000円、6.2%増の4億7,633万3,000円を計上いたしました。繰入金につきましては、誘致企業基金繰入金1億2,100万円などで、前年度対比3億4,920万円増の3億5,120万円を計上いたしております。市債につきましては、臨時財政対策債2億9,180万円などで、前年度対比760万円、0.9%増の8億5,190万円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、前年度対比1億5,729万6,000円、6.4%減の23億1,566万6,000円を計上いたしました。一般行政費につきましては、物件費で5,138万8,000円、4.4%減となっておりますが、維持補修費の道路除排雪経費や扶助費の清水保育園運営負担金、補助費等の置賜広域病院組合負担金などの増により、全体では前年度対比1億8,781万7,000円、4.3%増の45億6,770万9,000円を計上いたしました。投資的経費につきましては、まちづくり交付金事業、普通財産購入費などで、前年度対比1億658万1,000円、14.5%減の6億2,919万円を計上いたしております。公債費につきましては、前年度対比1億2,019万円、7.7%増の16億7,298万円を計上いたしました。繰出金につきましては、各特別会計への繰り出し所要額を計上いたしましたもので、前年度対比3,413万円、2.5%減の13億2,345万5,000円となりました。

第2条から第5条までは条文のとおり定めるものでございます。

次に、議案第2号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,000万円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税8億3,966万1,000円、国庫支出金6億6,583万8,000円、療養納付費交付金7億6,042万1,000円、新たに保険財政共同安定化事業交付金として2億1,840万円を計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費の前年並みの20億8,892万円、老人保健拠出金につきましては前々年度の精算金の加算により3億6,113万4,000円、介護納付金につきましては人員減により1億5,069万円等の所要額を計上するとともに、新たに保険財政共同安定化事業拠出金として2億3,477万8,000円を計上いたすものでございます。

議案第3号 平成19年度長井市物品調達特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,766万6,000円と定めるものでございます。一般会計などの予算に計上しております繰出金を歳入として受けまして、物品調達費などの歳出予算の所要額を計上いたしましたものでございます。

次に、議案第4号 平成19年度長井市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,618万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、受益者負担金2,533万2,000円、下水道使用料3億84万2,000円、国庫支出金2億5,755万円のほか、一

般会計繰入金及び市債などを見込み、計上いたしましたものでございます。歳出の主なものといたしましては、污水管渠の整備及び下水道管理センター改築更新工事委託料などに6億1,598万9,000円、公債費に12億2,074万2,000円等の所要額を計上いたすものでございます。

第2条から第4条までにつきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

議案第5号 平成19年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,600万円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしまして、支払基金交付金14億3,367万9,000円、国庫支出金8億9,590万2,000円、県支出金2億2,359万7,000円、一般会計繰入金2億3,081万6,000円を計上いたすものでございます。歳出の主なものといたしましては、1人当たりの医療費の増嵩を踏まえ、医療諸費を前年度対比で7.8%増の27億7,752万6,000円などの所要額を計上いたすものでございます。

議案第6号 平成19年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,004万4,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、負担金3,665万円、一般会計繰入金1,335万円、基金繰入金5,000万円、山形鉄道株式会社への貸付金元利収入1,000万円などを計上いたすものでございます。歳出につきましては、山形鉄道運営助成費5,000万円、基金積立金5,004万4,000円、基金繰出金1,000万円を計上いたすものでございます。

次に、議案第7号 平成19年度長井市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げ

げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,872万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、使用料及び手数料5,546万1,000円、一般会計繰入金7,754万8,000円などを見込み計上いたすものでございます。歳出の主なものといたしましては、公債費1億1,716万3,000円を所要見込み額として計上いたすものでございます。

第2条から第4条につきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

議案第8号 平成19年度長井市訪問看護事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,249万6,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものといたしましては、訪問看護サービスに従事する人件費、訪問看護支援ソフトリース料などを計上いたすものでございます。財源につきましては、療養費交付金、利用料等

次に、議案第9号 平成19年度長井市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億510万4,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料4億8,129万8,000円、国庫支出金5億7,729万5,000円、支払基金交付金6億6,272万2,000円、県支出金2億7,303万5,000円などを計上いたすものでございます。歳出の主なものといたしましては、保険給付費に21億1,056万1,000円などを計上いたすものでございます。

議案第10号 平成19年度長井市浄化槽事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,146万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、分担金1,180万円、国庫支出金2,397万円のほか市債などを見込み、計上いたすものでございます。歳出の主なものといたしましては、浄化槽設置のための工事請負費7,956万円、浄化槽の保守点検清掃委託料692万8,000円を所要見込み額として計上いたすものでございます。

第2条から第4条につきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

次に、議案第11号 平成19年度長井市用地特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ421万2,000円と定めるものでございます。一般会計の予算に計上しております繰出金を歳入として受けまして、土地開発公社経営健全化対策債の償還利子を歳出予算として計上いたしましたものでございます。

次に、議案第12号 平成19年度長井市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成19年度は、第四次拡張事業では、耐震対策として石綿セメント管更新による有収率の向上に取り組むとともに、水需要や故障等に迅速に対応できる監視制御システムの近代化への改造を行うほか、新たに3カ年計画で清水町浄配水場の更新工事に着手してまいります。また、長井ダム水源開発事業の推進に取り組むなど、引き続き安全でおいしい水の安定供給の確保に努め、経営の健全化に向けて努力してまいり所存でございます。

予算の内容でございますが、第3条に定めました収益的収入及び支出において、事業総収益は前年度当初予算に比べ1.5%増の7億26万8,000円、事業総費用は0.6%減の6億6,664万8,000円を計上し、損益で290万8,000円の単年度純利益を予定いたしましたものでございます。

次に、第4条で定めました資本的収入及び支出において、収入総額は、企業債、国庫補助金などを見込み、前年度当初予算に比べ57.6%増

の5億5,150万8,000円、支出総額では、建設改良費及び企業債償還金を見込み、9億8,673万4,000円を予定いたすものでございます。差し引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金をもって補てんさせていただきますものでございます。

第5条から第10条までは条文のとおりでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、日程第12、議案第18号から、日程第31、議案第39号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案20件につきましては、関係する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第12、議案第18号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第19号 長井市非常勤特別職の職員の報酬の特例に関する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第20号 長井市旅費の特例に関する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第21号 長井市副市長の定数を定める条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第22号 長井市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第23号 長井市伊佐沢コミュニティ施設条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第24号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第25号 長井市交通指導員条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第27号 長井市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第28号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第22、議案第29号 長井市文教の杜運営基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第30号 長井市農村地域活性化基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第24、議案第31号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第25、議案第32号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第26、議案第33号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結

+

たします。

次に、日程第27、議案第35号 長井市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第28、議案第36号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第29、議案第37号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 12月定例会が終わって、その後開かれた議会運営委員会で、こういうふうに当局に対して申し上げようというふうに決めました。

それは、前段で当該の常任委員会で、これは大変だぞというふうに言われたものは、その上程に当たっては当局はもっと意を持ってほしいというふうにして、議長と議会運営委員長名で当局に申し上げるところだと思います。にもかかわらずこの条例が提案をされるってのは私理解できないのですが、そこはどういうふうに整理をされたのですか。

○大沼 久議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋議員の質問にお答えいたします。

確かに今回の場合は、事前に十分な説明がなかったということは事実でございます。ただし、来年度の予算の編成の過程で、十分にあやめ公園の整備にお金をかけるには何としてもやっばり料金を値上げをいただいて、その部分で整備

をせざるを得ないような、ほかの部分からなかなかあやめ公園にお金をかけるような状況じゃなかったことから、大変このたびは配慮に欠けた上程となってしまいましたが、そんなことで、今回はぜひご検討いただきたいということで上程させていただいたところでございます。今後は十分、議運からの議長名でいただいた案件につきましては配慮して上程させていただきたいというふうに思います。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 常任委員会に付託されるものですから多くは言いませんけれど、しかし、今、市長言われた中身っていうとね、検討してほしいっていうんですね。常任委員会は検討でなくて審議をして採決をするんですよ。その程度のものっていうのかな、私言葉遣いわからないけれども、そういう考え方で上程をされるってのは、私はとっても不思議で仕方がないということだけ申し上げておきます。

○大沼 久議長 ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第30、議案第38号 長井市長寿祝金支給に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第31、議案第39号 長井市乳牛貸付条例及び長井市和牛貸付条例を廃止する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第32、議案第40号から、日程第54、議案第12号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案23件につきましては、予算特別委員会を設置しご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第32、議案第40号 平成18年度長井市一般会計補正予算第6号の1件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第33、議案第41号 平成18年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号から、日程第41、議案第49号 平成18年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号までの9件について、一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第42、議案第50号 平成18年度長井市水道事業会計補正予算第4号の1件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第43、議案第1号 平成19年度長井市一般会計予算の1件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第44、議案第2号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計予算から、日程第53、議案第11号 平成19年度長井市用地特別会計予算までの10件について、一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結い

たします。

次に、日程第54、議案第12号 平成19年度長井市水道事業会計予算の1件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。日程第12、議案第18号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の設定についてから、日程第31、議案第39号 長井市乳牛貸付条例及び長井市和牛貸付条例を廃止する条例の設定についてまでの一般議案20件は、別紙付託表のとおり、関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。日程第32、議案第40号 平成18年度長井市一般会計補正予算第6号から、日程第54、議案第12号 平成19年度長井市水道事業会計予算までの予算議案23件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案23件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することにいたします。

日程第55 請願第1号 改憲手続き法案に反対する意見書提出方請願外4件

+

○大沼 久議長 次に、日程第55、請願第1号
改憲手続き法案に反対する意見書提出方請願か
ら、日程第59、請願第5号 すべてのひとのワ
ークルール確立を目指す請願までの5件を一括
議題といたします。

お諮りいたします。本請願5件は、別紙付託
表のとおり、関係する常任委員会に付託の上、
ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ご
ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、
そのように決定いたしました。

散 会

+ ○大沼 久議長 本日はこれをもって散会いたし
ます。ご協力ありがとうございました。

+

午前11時59分 散会

+